

財務省告示第二百九十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年九月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年十月七日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第七十五

二 発行の根拠 平成二十年度における公債の発

の法律及びその 行の特例に関する法律（平成二十年法律第二十四号）第一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四

六条第一項及び第六十二条第一項
社債等の振替に関する法律（平成

三 振替法の適用等 十三年法律第七十五号。以下「振

替法」という。）の規定の適用を
受けるものとし、その振替機関は
日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に価格競争入札においてあつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格

六

イ 発

入札競争 入札競争 入札競争
額 金額 金額 発行 発行 発行

ロ

札非競争
発行競争 入札

ハ

国債市場参加者
特別参加者
者別第
者第
非競争
入札

ニ

国債市場参加者
特別参加者
者別第
者第
非競争
入札

額 金額 一兆六千三百四十六億
円、平成二十年度における公
債発行額は、特別法第二公
債第一項の規定に基づき、
二条第一項の規定に基づき、
した付国債については、
金額五千三百六十万円
特別会計に定める法律第四十
条第一項の規定に基づき、
た付国債については、
七十三億六千万円
特別会計に定める法律第四
条第一項の規定に基づき、
た付国債については、
金額八百八十一億三千七
百五十九万七千九百五十九
円

		十 十			九 八				八			口		七	
		イ 一			振 額 最		二		国 債 市 場			口		イ 払 込 金 額	
国 債 市 場	札 発 行 入 札 行 争 入	非 競 争 入	札 発 行 争 入	価 格 競 争 格	発 行 価 格	行 入 札 発 行 争 入	争 入 札 発 行 争 入	非 競 争 入	者 第 一 加	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入	入 札 発 行 争 入	価 格 競 争 格
十 五 銭	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	格 十 三 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額 十 三 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	平 成 二 十 年 九 月 二 十 二 日	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円			千 七 百 五 十 八 億 千 二 百 五 万 円				
											千 三 百 八 十 億 三 千 九 十 五 万 円				一 兆 六 千 三 百 三 十 七 億 千 六 百 四

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加

(一) 年

一 募 入 一 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は、募 入 決 定 金 額 に 加 え、次 の 算
式 によ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{2}{365}}$$

(二)

に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ
る も の と し て 又 は 振 替 口座 簿 中
の 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も
の につ い て は、前 記 (一) の 算 式
よ り 算 出 し た 金 額 か ら 該 金
額 に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額
へ た だ し、該 国 債 を 発 行 時
に お い て 取 得 す る 者 が 非 居 住
者 又 は 外 国 法 人 で あ る 場 合 に
は、前 記 (一) の 算 式 によ り 算 出
た 金 額 に 該 非 居 住 者 又 は 外
国 法 人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税

の税率を乗じた金額を控除
 することができる。
 平成二十一年三月二十日を支払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

第二期以後の利子
 毎三年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する
 利子を支払う。
 平成二十五年九月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者
 平成二十年九月二十二日

償還期限
 償還金額
 元利支
 払場所
 入札参加
 者
 払込期日

十六
 十七
 十八
 十九
 二十